

現状

大型船舶

SOLAS船

国際航海に従事する旅客船及び国際航海に従事するその他の船舶（総トン数300t以上）

非SOLAS船

総トン数100t以上の船舶



国際VHF機器の装備を義務付け

DSC(*)付（デジタル化）国際VHF機器の設置が義務付け

* デジタル選択呼出装置(Digital Selective Calling)の略。船舶遭難の場合に、ボタン操作のみで遭難警報を発したり、船舶を特定して呼び出す機能を備えている。

小型船舶

総トン数100t未満の船舶（小型漁船、レジャー船など）



機器の設置は任意

【現状】

小型漁船 ⇒ 27MHz帯、40MHz帯機器

レジャー船⇒ マリンVHF機器、携帯電話

課題

船舶の規模・船種を問わない相互の通信ができない

旅客船



貨物船



レジャー船



漁船



船舶共通通信システムの早期導入

小型船舶は、デジタル化等の最新の技術成果が取り入れられていない

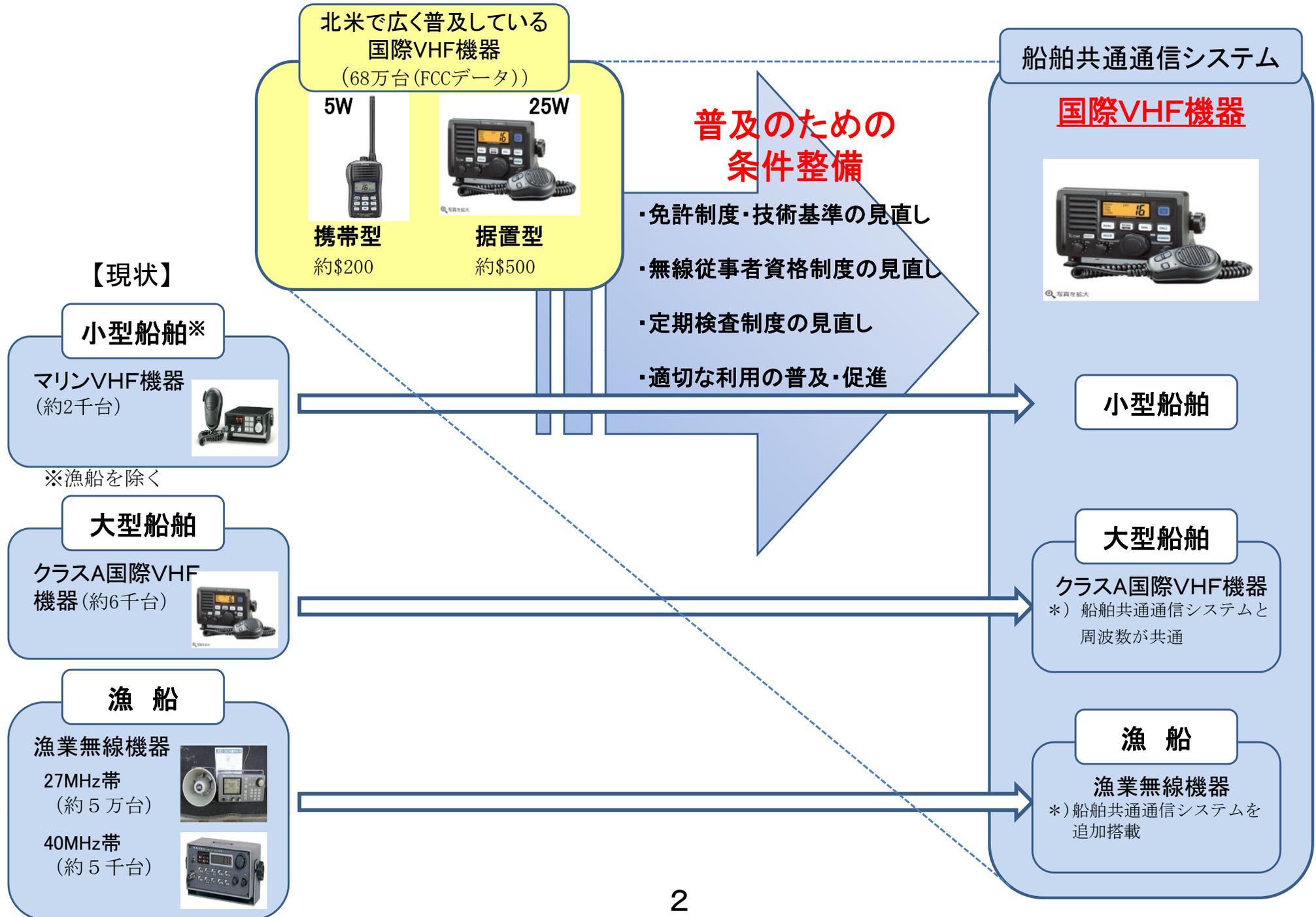
・音声のみの通信しかできない

・遭難緊急時にボタン一つで通信可能なDSCが使用できない



DSC等のデジタル化機器の普及促進

船舶共通通信システム導入の進め方



制度改正の概要

※ I～Ⅲのゴシック体部分は電波監理審議会の
諮問・意見公募案件

北米等で普及している国際VHF機器を我が国へ円滑に導入するための関係規定の見直し

I 無線設備の技術基準の見直し

(無線設備規則の改正)

北米等で普及している国際VHF機器の導入の障害となる技術的条件の見直し

【改正概要】

・干渉を与えないための基準や共通通信システムとしての基本性能に限定し、義務設備に求められる機能や耐久性の要件を除外 例:受信性能や高度なDSC機能を除外

・A T I S (*)の装備強制を撤廃 (告示改正予定)

II 技術基準適合証明の対象設備として追加

(技術基準適合証明規則の改正)

無線局免許手続の簡素化により普及を促進

【改正概要】

DSC付き国際VHF機器を適合証明設備の対象として追加

III 無線局定期検査制度の見直し

(電波法施行規則の改正)

ユーザー負担の軽減を図り、普及を促進

【改正概要】



携帯型
5W以下

据置型
25W以下



定期検査不要

検査の周期を3年から5年に延長

* 自動識別装置(Automatic Transmitting Identification System)の略で、発射された電波の所在を明らかにするために送信装置に組み込まれるものをいう。マリンVHF機器に備付けが義務づけられている。